

令和 8 年 6 月 定例会
建設産業委員会審査報告書（概要）

建設産業委員会に付託されました諸案件について、去る 18 日に委員会を開催し、審査しましたので、その経過の概要と結果について報告します。

最初に、議案第 64 号 令和 8 年度江南市一般会計補正予算（第 3 号）について、各課ごとに歳入歳出一括で審査しました。

最初に、経済環境部農政課について審査しました。

担い手育成支援事業について、農業人材力強化総合支援事業費補助金のうち経営開始資金の交付額が年間 150 万円から 165 万円に増額となったとのことだが、交付対象となる年齢やその他の要件に変更はあるのか、との質疑があり、今回の改正は金額の増額のみでその他の要件に変更はなく、就農時に 49 歳以下の認定新規就農者に対し、原則年間 165 万円を最長 3 年間交付するものです、との答弁がありました。

今年度に認定新規就農者となり経営開始資金の交付を受けるだけでなく、既に交付を受けている対象者についても増額されるのか、との質疑があり、今回の補正は既に交付を受けている 5 名に対しての増額であり、継続の方も交付の対象となります。なお、今年度は認定新規就農者となる方がいないため、新規の交付対象者はいません、との答弁がありました。

認定新規就農者に対して、経営開始資金以外の補助制度はあるのか、との質疑があり、農機具などの導入に対し、経営開始資金と併用した場合、最大 375 万円を交付する経営発展支援事業などがあります、との答弁がありました。

次に、企業誘致推進課について審査しました。

企業誘致等推進事業について、企業再投資促進補助金の限度額を引き下げる改正はいつ実施するのか、また限度額はどのような考えで決定したのか、との質疑があり、本年 4 月 1 日より江南市企業再投資促進補助金交付要綱を改正し、補助金の限度額を市、県合わせて 10 億円から 4 億円に引き下げています。限度額は、近隣自治体の限度額、及び本

市におけるこれまでの交付実績を参考に決定しました、との答弁がありました。

補助金の限度額は市町村が自由に設定することができるのか、との質疑があり、連携する愛知県の「新あいち創造産業立地補助金」の規定により、補助金の限度額は市町村と県を合わせて最大 10 億円となりますが、それ以下とすることは可能であり、各市町村が独自に限度額を設定しています、との答弁がありました。

現行の制度では県と市町村が同額ずつを負担することになっているが、市町村の財政状況に合わせて割合を見直してもらえるよう県に提案してほしい、との要望がありました。

補正予算の減額は企業の事業費が減少したためとのことだが、具体的にはどのような変更があったのか、との質疑があり、事業変更の主な内容は、市場の変化により工場全体の投資計画を検討する中で、建物の規模の縮小や設備導入の見直しがなされたものです、との答弁がありました。

次に、都市整備部土木課について審査しました。

道路施設長寿命化事業について、国庫補助金の内示額が増額となった理由は何か、との質疑があり、国の配分によるものです、との答弁がありました。

次に、都市計画課について審査しました。

公共交通維持確保事業の地域公共交通計画策定等事業について、地域公共交通計画策定負担金の増額と特定財源の内容は何か、との質疑があり、江南市地域公共交通会議が策定する地域公共交通計画の策定委託料 542 万 3,000 円の内、国庫補助金 271 万 1,000 円を差し引いた、市負担金 271 万 2,000 円を当初予算に計上していましたが、計画策定を年度内に完了する必要がある中、年度内に補助金の入金が見込めないことで、計画策定委託料の全額を市が一旦立て替える必要が生じたため、地域公共交通計画策定負担金 271 万 1,000 円を増額するもので、特定財源については、一旦立て替えた国庫補助金となりますが、国の内示額が見込みを下回り 81 万 3,000 円となり、これを地域公共交通計画策定負担金返還金として歳入予算に計上しているものです、との答弁がありました。

地域公共交通計画は、今後開催が予定されている市北部地域での地域懇談会で出された意見等を計画に盛り込むとなると、今年度中に計画を策定できるのか、との質疑があり、地域公共交通計画策定の予定については、6月1日に委託契約を締結し、6月からの地域懇談会の意見等を踏まえ、6、7月で計画の素案を作成し、地域公共交通会議に諮り、その後計画案を修正し、改めて地域公共交通会議に諮った後、12月にパブリックコメントを実施し、令和9年3月に計画を策定、公表する予定です、との答弁がありました。

高齢者などは地域懇談会への参加が難しいため、きめ細かく市民の意見を聴き、地域公共交通計画に盛り込んでほしい、との要望がありました。

次に、都市整備課について審査しました。

都市計画道路整備事業（江南通線）について、事業概要と今年度の実施内容はどのようなか、との質疑があり、事業概要は古知野千丸南交差点から南側へ約97メートルの区間について幅員20メートルに拡幅するもので、今年度は4筆の用地取得と3件の物件補償を行います、との答弁がありました。

本事業が完了するのはいつか、との質疑があり、令和13年度の完了を目指しています、との答弁がありました。

引き続き江南通線の未整備区間の整備を進めていくのか、との質疑があり、現時点で決まっていますが、優先度が高いと判断する都市計画道路江南岩倉線などの整備を検討しています、との答弁がありました。

今後、江南通線の未整備区間については、補償費が高額になることが懸念されるため、江南通線の渋滞緩和としても効果が見込まれる江南岩倉線を優先して整備してほしい、との要望がありました。

次に、水道部下水道課について審査しました。

雨水貯留施設整備事業について、国や県の補助金減額に伴う事業費の減額なのか、との質疑があり、補助金の減額はなく、事業費の減額及び財源更正です、との答弁がありました。

事業費が減額となった理由は何か、との質疑があり、予算編成時から発注時において、建設発生土処分についての精査や労務単価の上昇率

が抑えられたことによるものです、との答弁がありました。

古知野南小学校整備後は、どこの整備を予定しているのか、との質疑があり、古知野西小学校を予定しているが時期は未定です、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 66 号 令和 8 年度江南市水道事業会計補正予算（第 2 号）について審査しました。

今回の補正予算の収支はどうなるのか、また、今後予定する施設更新や耐震化事業への影響はないのか、との質疑があり、補正後の収益的収入と収益的支出の差額は 2 億 4,318 万 8,000 円の収入超過となりますが、補正後の資本的収入と資本的支出の差額は 10 億 1,336 万 6,000 円の不足となり、この資本的収支の不足分は、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額により補填をしていきます。また、施設更新及び耐震化事業は、これまでどおり、計画的に進めていきます、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 67 号 令和 8 年度江南市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について審査しましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

以上で、建設産業委員会の報告を終わります。